

三重県景観計画に基づく届出制度が H20.4.1 から始まります！

三重県では、良好な景観づくりを進めるため、三重県景観づくり条例を制定するとともに、景観法に基づく三重県景観計画を定めました。この景観計画に基づき、三重県景観計画の区域内()では、平成20年4月1日以降に着手する建築物の建築等の行為については、あらかじめ届出(審査あり)が必要となります。また、届出の受理の日から原則30日間(最大90日)は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、景観法の規定により、平成20年4月1日以降でないと、届出の受理はできませんが、随時、事前相談をお受けいたしますので、ご相談ください。

三重県景観計画の区域とは、景観行政団体(伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市(H20.3.1~))の区域を除く三重県全域です。景観行政団体である市の区域では、各市が独自に建築物等の規制を行います。

届出対象行為

詳しくは、三重県景観計画(P103~109 (概要版 P19~20))をご覧ください。

(1) 対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更 土石の採取及び鉱物の掘採	屋外における物件の堆積
(2) 届出対象規模	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	・煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等:高さ13m超 ・電線路用の鉄塔等:高さ30m超	・擁壁等:高さ5m超かつ長さ10m超 ・アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等:高さ13m超又は築造面積1,000㎡超等	行為に係る土地の面積3,000㎡超 又は 擁壁・法面の高さ5m超かつ長さ10m超

景観形成基準

詳しくは、三重県景観計画(P100~102 (概要版 P17~18))をご覧ください。

(1) 共通的事項	(行為の内容)	(2) 個別的事項	基準の内容
<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を尊重し周辺と調和させる 主要な視点場から眺望を確保する 複数の建築物等は、まとまりに配慮する 	建築物の建築等 工作物の建設等	配置及び規模、形態及び外観、色彩、素材、緑化他	景観資産への配慮/連続性への配慮/調和した色彩/緑化の推進等
	開発行為、土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	現況地形を活かす/周辺植生と調和した緑化/既存樹木の保存等
	土石の採取又は鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	目立ちにくい位置や方法の工夫/周辺の植生に調和した跡地の緑化等
	屋外における物件の堆積	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	目立ちにくい位置や規模/整然とした集積・貯蔵/植栽による遮へい等

三重県景観計画説明会を追加開催します

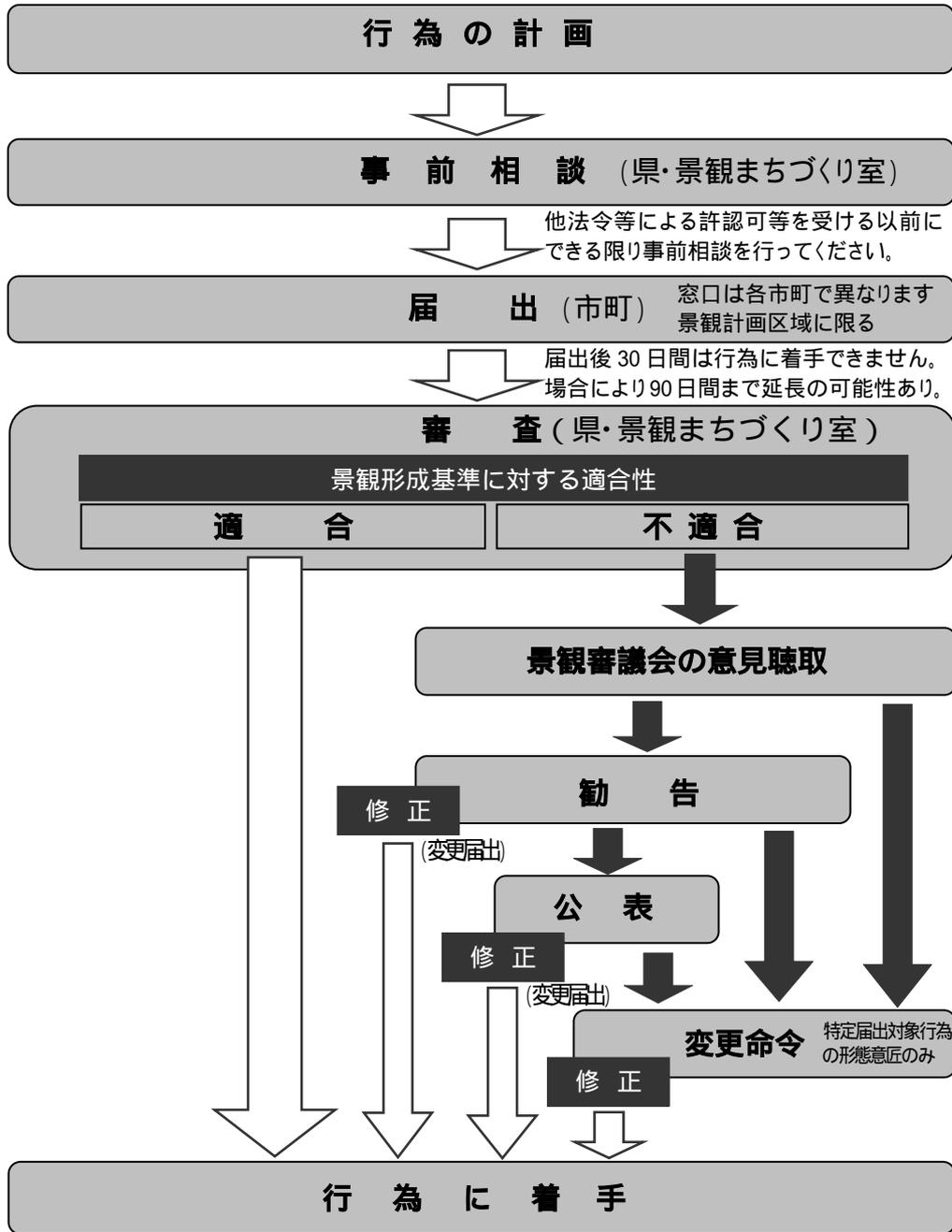
(1月・2月に県内5箇所(1/25 四日市、1/28 尾鷲、1/30 伊賀、2/1 津、2/5 伊勢)で開催した説明会と同じ内容です。)

景観計画説明会実施予定日	会場	会議室	定員
平成20年3月7日(金)10:30~12:00	県津庁舎(注)	本館6階大会議室	100名
平成20年3月13日(木)10:30~12:00	県津庁舎(注)	本館6階大会議室	100名

注: 県津庁舎は、県庁とは別の場所にあります。所在地: 津市桜橋3-446-34

説明会への参加に事前申込は不要です。ご不明な点は、裏面の問い合わせ先にお尋ねください。

三重県景観計画に基づく届出の流れ



届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)

変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第101条第1号)

景観法、三重県景観づくり条例、三重県景観計画に関する詳しい内容については、三重県景観まちづくり室のホームページにおいてご覧いただけます。

ホームページアドレス：
<http://www.pref.mie.jp/keimachi/hp/>

問い合わせ先

三重県 県土整備部
 景観まちづくり室 景観グループ
 電話 059-224-2748
 FAX 059-224-3161
 E-mail keimachi@pref.mie.jp